

地域支援センター「みみらんど・郡山」

〈平成28年度 みみらんど第1回セミナー H28,5,27〉

聴覚障がい児の発達段階と言語獲得について

東北福祉大学教育学部 大西孝志 先生



講義の主な内容

- 1 障害者差別解消法と合理的配慮の視点
- 2 聴覚障がいと合理的配慮～情報保障～
- 3 聴覚障がいの特性に応じた指導
～合理的配慮を意識した指導～
- 4 聴覚障がい児の言語獲得で重要なこと
～音韻表彰の形成～
- 5 分かる授業作りのために

障害者差別解消法

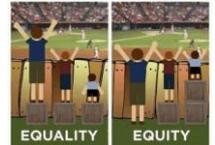
(H28, 4月施行)

公的機関等において、障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供が法的に明記

合理的配慮とは・・・

もし、この野球場に箱が一つしかなかったら？

- ・肩車をする。
- ・不要な雑誌を束ねて台にする。など



※「ないからできない」ということにはならない。

学校教育における合理的配慮の視点

- ①個別に対応する配慮
- ②基礎的環境整備に応じた配慮 (騒音の軽減、FM補聴システム等)
- ③障がいのある子、ない子双方に公平な配慮 (周囲とのバランス)
- ④「平等」と「公平」の概念に基づく合理的配慮の提供
- ⑤将来につながる配慮・・・何でもやってあげるのではない

サリバン先生がヘレンに行ったこと

- ・情報補償: 触手話、指文字、点字等
- ・情動の保障: 可能性を信じる。信頼、安心、愛情 (言葉だけではないコミュニケーション)
- ・厳しいしつけ: 自立。自分のことは自分で
- ・言葉の存在を知らせる。

聾学校における合理的配慮

- ①言語概念の形成
- ②読み書き能力の育成
- ③指導内容の精選と基礎・基本の定着
- ④聴覚の最大限の活用
- ⑤教材教具の活用、分かりやすい授業
- ⑥多様なコミュニケーション手段

聾学校のみ

言語指導～音韻表象の確立

音韻表象を身につけさせる 文字に結びつけること

※ 発音指導、読話指導、音を意識させる指導、口声模倣、キュードスピーチ、発音サイン、文字などを意識させる指導が書き言葉につながる。

聾学校の専門性

自立活動の指導に加えて
子どもの状態に応じて、分かる授業(教科指導及び生活指導)ができる人

分かる授業づくり

- ①「発問」「質問」「指示」を練る。
- ②「授業の方法」を見つける。
- ③多様なコミュニケーション手段の効果的な活用
- ④音韻意識の確認(書き言葉能力の向上)

よい発問を支えるもの

- ・子どもの実態把握
- ・周到に準備された教材
- ・教師自身の教材研究
- ・発問によって思考力は鍛えられる！

具体化力&発想力